

## 平成30年4月（第5回）教育委員会会議議事録

### 1. 開催の日時及び場所

平成30年4月24日（火）15：30～16：20  
ときわ湖水ホール ミーティングルーム

### 2. 出席委員の氏名

野口 政吾 教育長  
田村賢二郎 委員  
山野あい子 委員  
川崎 裕美 委員

### 3. その他議場に出席した者

佐野教育部長、坂本参事、床本総務課長、谷学校給食課長、西山学校給食課副課長、小林総務課副課長

### 4. 傍聴者 なし

### 5. 趣 旨

教 育 長： ただいまから、平成30年4月24日の第5回教育委員会会議を開催いたします。

本日は、三原委員欠席の報告がありましたが、委員数が過半数となっておりますので、会議として成立していることを最初に報告します。

教 育 長： 続いて、今回の資料とあわせて送付しました3月13日の第3回及び3月20日の第4回の議事録についてですが、御意見等ありましたでしょうか。

（全委員異議なし）

教 育 長： それでは、第3回と第4回の教育委員会会議の議事録について、承認とさせていただきます。

教 育 長： 次に、本日の会議録署名委員の指名についてですが、本日の会議録署名人は田村委員にお願いします。

教 育 長： 本日の議題は、「議案第13号 宇部市教育委員会文書取扱規程の一部改正の件」、「議案第14号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第15号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」の4件と、その他の事項として、「寄附の報告について」の1件となっております。

教 育 長： では、始めに、「議案第13号 宇部市教育委員会文書取扱規程の一部改正の件」、事務局からの説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第13号 宇部市教育委員会文書取扱規程の一部改正の件」について、説明します。宇部市教育委員会文書取扱規程については、教育委員会における文書の起案や決裁、文書の保存など、文書の取扱いを定めた規程となります。この度、宇部市の文書取扱規程が文書管理システムの更新にあわせて、改正されたことに伴い、教育委員会においても同システムを利用して、市長部局に準じた文書事務を行うことから、市長部局の規程の改正に準じて、所要の整備を

行うものです。

主な改正点としましては、收受文書をスキャナの読み取りにより電子文書としてシステムに添付する規定の追加、文書管理システムによる起案を原則とする中で、システム以外で起案するものの明文化、文書保存期間標準表を定めることによる文書ごとの標準的な保存期間の明確化などです。そのほか、用語の定義の追加や文書主任の職務の明確化などを行っています。

教 育 長： 御意見、御質問はありませんか。

教 育 長： これは市の規程の改正に合わせて行うものということによろしいですか。

事 務 局： 市長部局と同じ文書管理システムを使用していますし、保存期間等も市に準じた規程となっていますので、教育委員会もあわせて改正を行うものです。

教 育 長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第13号 宇部市教育委員会文書取扱規程の一部改正の件」、原案のとおり承認します。

教 育 長： 次に、「議案第14号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、事務局から説明をお願いします。

事 務 局： 「議案第14号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第15号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」は、関連がありますので一括して説明してよろしいでしょうか。

教 育 長： 皆さんよろしいですか。

(全委員異議なし)

事 務 局： それでは、「議案第14号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第15号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」説明します。これらの献立委員会は、学校給食法第9条に定める学校給食衛生管理基準に基づき、献立作成やアレルギー、給食指導や管理につきまして栄養教諭や給食主任等の意見を聞き、学校給食の円滑な運営を図るために設置しているものです。各献立委員会委員の任期につきましては、各規程に基づき1年となっており、3月末で満了となりましたので、平成30年4月に新たに任命するものです。献立委員会の選任につきましては、人事異動等もあり、現状として4月1日以降でないと推薦が出揃わないという状況ですので、大変申し訳ありませんが、事後承認をお願いするものです。つきましては、任期を平成30年4月1日から平成31年3月31日までとして、宇部市立学校給食献立委員会委員26名、宇部市学校給食センター献立委員会委員10名及び宇部市立西岐波学校給食共同調理場献立委員会6名の任命について承認をお願いします。

教 育 長： 只今の説明に対し、御意見、御質問はありませんか。

委 員 長： 3つの献立委員会の規程を比較すると、第6条で、宇部市立学校給食センター献立委員会のみが副委員長を若干名となっており、第7条でも副委員長のうちあらかじめ委員長が指名した者が職務を代理するとなっています。学校給食センターの献立委員会だけ副委員長が複数となっているのは、学校数が多いか

らでしょうか。

事務局： 学校数が多いということで、副委員長を複数名置く事ができるようになっています。

委員： 食物アレルギーの調査、研究に関することも、献立委員会で行うとありますが、食物アレルギー調査はどのようにされるのですか。

事務局： 学校において、児童生徒の食物アレルギー調査を行い、これをもとに、保護者から食物アレルギーに関する申請をしていただきます。

委員： 食物アレルギーは、小麦、そば、卵、乳製品など多種多様ですが、給食センターや学校によって対応に違いがありますか。

事務局： 大量に調理する学校給食センターや西岐波学校給食共同調理場等に関しては、アレルギー源は多数あり、複数もつ児童生徒もいますので、乳、卵の除去のみの対応となっています。その他の調理場では、保護者と面談を行って、可能な範囲で対応することとしています。

委員： 対応できない場合はお弁当ということになりますか。

事務局： 対応ができなければ、弁当ということになります。

委員： 調理場の施設によって、対応できる範囲が変わってくると思いますが、それによって、入学先を変更するなどの事例はありますか。

事務局： そのようなケースが有ると聞いたことはありません。

教育長： 基本は除去食による対応だと思いますが、代替食を提供している調理場はどのくらいありますか。

事務局： 今手元に資料を持ち合わせていませんが、人数やアレルゲンにもよりますが、可能であれば代替食で対応することとしています。

委員： 昨年も同様な議案が提案されて、その際に、アレルギー対策として保健師を委員に選任してはどうかという意見に対して、必要な場合にはオブザーバー的に参加していただくという回答をされたと思いますが、今はそのような体制をとられているということでしょうか。

事務局： 食物アレルギーに対しては、知識が豊富な栄養教諭を中心に取り組んでいます。

教育長： よろしいでしょうか。それでは、「議案第14号 宇部市立学校給食献立委員会委員の任命について」、「議案第15号 宇部市学校給食センター献立委員会委員の任命について」、「議案第16号 宇部市西岐波学校給食共同調理場献立委員会委員の任命について」、原案のとおり承認します。

教育長： それでは、その他の事項、「寄附の報告について」、お願いします。

事務局： 3月分寄付について、3月8日、匿名の方から、小中学校交通遺児教育資金として3,000円の御寄附がありました。3月27日、宇部市はつらつポイント制度参加者61名から特別支援学級在籍児童生徒の情操教育の充実のためとして、112,500円の御寄附がありましたので報告します。

教育長： 他になにかありますか。

(全委員意見なし)

教 育 長： 以上をもちまして、本日の教育委員会会議を閉会とします。